

大口町告示第112号

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年12月25日

大口町長 鈴木雅博

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成26年大口町告示第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「町立の保育所運営の移管を受けた」を「町内の保育所を運営する」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 延長保育事業

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第10条中「大口町保育対策等促進事業補助金」を「大口町保育対策等促進事業費補助金」に改める。

別表第1を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

補助事業名	補助事業の内容	補助金の額
延長保育事業	延長保育事業の実施について （平成27年7月17日雇児 発0717第10号厚生労働 省雇用均等・児童家庭局長通 知）に定められた事業	子ども・子育て支援交付金 交付要綱（平成27年9月 11日府子本第277号 内閣総理大臣通知）により 交付額を算出するための 国の負担割合を乗ずる以 前の金額。 ただし、算出された金額に 1,000円未満の端数がある ときは、これを切り捨て る。
低年齢児途中入所 円滑化事業	愛知県低年齢児途中入所円滑 化事業費補助金交付要綱（平成 26年7月17日付け26子	左欄の要綱により算出さ れた補助基本額。 ただし、算出された金額に

	支第 2 2 9 号愛知県健康福祉部長通知) に定められた事業	1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
1 歳児保育事業	愛知県 1 歳児保育実施費補助金交付要綱 (平成 1 7 年 9 月 8 日付け 1 7 児第 2 0 7 2 号愛知県健康福祉部長通知) に定められた事業	左欄の要綱により算出された補助基本額。 ただし、算出された金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。